

健発0317第3号

平成23年3月17日

各 { 都道府県知事
政令市市長
特別区区长 } 殿

厚生労働省健康局長

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件等について

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号）」が別添1のとおり、平成23年3月13日付けで公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」（以下「法」という。）（別添2参照）の規定の一部が、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に適用されることとなった。

具体的には、法第2条第1項の特定非常災害に、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害が指定され、その被害者について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長や、法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除等の措置が行われるものである。

これを受けて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成23年8月31日とする措置を指定する件（平成23年厚生労働省告示第56号）」（以下「告示」という。）が、別添3のとおり、平成23年3月17日付けで公布され、同日から施行された。

健康局所管の法令に係る主な点は、下記のとおりであるので、ご了知の上、適切な対応方よろしくご配慮願いたい。

記

第1 行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長等について

健康局所管の法令に係るもので、告示により平成23年8月31日まで有効期間等の満了日を延長した許可等は、以下のものであること。(法第3条及び告示関係)

- ① 相続による旅館業の許可の地位の承継に係る申請(旅館業法第3条の3関係)
特定被災区域(平成23年東北地方太平洋沖地震に際し、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)をいう。以下同じ。)内において経営される旅館業を承継する者に係る旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請(特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。)
- ② 登録建築物清掃業等の登録(建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2関係)
特定被災区域内に営業所を有する者に係る建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。)

第2 法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除について

法令に基づき、平成23年3月11日(特定非常災害発生日)から平成23年6月29日までの間に履行期限が到来する義務(例:届出、報告、免許証の返納等)が平成23年東北地方太平洋沖地震により履行されなかった場合において、当該義務が、平成23年6月30日までに履行されたときには、当該義務が履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。)は問われないものであること。(法第4条関係)

政令第十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定し、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条までに規定する措置を指定する。

(延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三十一日とする。

(免責期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする。

(法第五条第一項の政令で定める日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

◎特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

【平成八年六月十四日】
【法律第八十五号】

- 治 平 成 九 年 五 月 九 日 外 法 律 第 三 〇 号 「 国 都 市 街 地 における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則八項による改正」
- 平 成 一 一 年 一 月 二 日 外 法 律 第 一 六 〇 号 「 中 央 省 庁 等 改 善 関 係 法 律 施 行 法 九 八 条 による改正」
- 平 成 一 四 年 七 月 二 二 日 外 法 律 第 八 二 号 「 国 道 新 築 等 等 の 一 部 を 改 正 する 法 律 附 則 一 六 条 による改正」
- 平 成 一 六 年 六 月 二 二 日 外 法 律 第 七 七 号 「 建 築 物 の 安 全 性 及 び 市 街 地 の 防 災 機 能 の 提 高 等 を 図 る た め の 建 築 法 等 の 一 部 を 改 正 する 法 律 附 則 一 二 条 による改正」
- 平 成 一 六 年 六 月 二 二 日 外 法 律 第 七 七 号 「 建 築 法 の 施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則一七条による改正」
- 平 成 一 八 年 六 月 二 二 日 外 法 律 第 五 〇 号 「 一 般 社 団 法 人 及 び 一 般 財 団 法 人 に 関 する 法 律 及 び 公 益 社 団 法 人 及 び 公 益 財 団 法 人 の 設 定 等 に 関 する 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 法 律 の 整 備 等 に 関 する 法 律 一 六 三 条 による改正」
- 平 成 一 八 年 六 月 二 二 日 外 法 律 第 九 二 号 「 建 築 物 の 安 全 性 の 提 高 を 図 る た め の 建 築 法 等 の 一 部 を 改 正 する 法 律 附 則 一 〇 条 による改正」
- 平 成 二 〇 年 五 月 三 日 外 法 律 第 四 〇 号 「 地 域 にお ける 歴 史 的 景 観 の 維 持 及 び 向 上 に 関 する 法 律 附 則 一 二 条 による改正」

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

の特別措置に関する法律をここに公布する。
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）及び敷設法（平成十六年法律第百十号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。
本条（一部改正）【平成十六年六月法律七十六号（一一号）】

第二章 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定を図るための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合においては、当該非常災害を特定非常災害として、政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、

災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要と認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置を講ずることができる。

一 法令に基づき行政庁の処分、特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。（ただし付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの）

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることのできる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

三 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項（以下「地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うもの」という。）

三 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者で

あつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行つたものについて、延長期日までの期日を指定し、その満了日を延長することができる。

四 延長期日が定められた後、第二項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後において特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に従い、特定権利利益の根拠となる法令の条項（以下「新たに政令で定める日」を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置を講ずることとする。）

五 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 第一号（一部改正）【平成二十一年二月法律一六〇号（一）】

（期間内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置）

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを除く。）を免除するものとする。この場合において、

当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

二 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその他の措置を適用する必要があるときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七十二条若しくは第五十八條第四項（官内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において適用する場合を含む。）若しくは内閣府設置法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第七十五条若しくは第五十八條第六項若しくは官内庁法第八條第五項若しくは内閣府設置法第十四条第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、官内庁並びに内閣府設置法第四十九條第一項及び第二項に規定する機関並びに内閣府設置法第三條第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九條第一項若しくは第二項又は内閣府設置法第三條第二項に規定する委員会の長である場合は、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置を講ずる必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日からの起算して四月を超えない範囲内において、特定義務の不履行について、免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めるものとする。

二 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

三 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項（以下「新たに当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について適用する。）

四 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

第五条 特定非常災害によりその財産をもちて債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二條第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算

して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならない。

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなつたとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。
見出し 一三三項 一部改正 平成十六年六月法律五十七号 五項 全部改正 平成十八年六月法律五十七号
〔民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置〕

第六条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事

（施行期日）
この法律は、密着市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の施行の日（平成九年一月八日）から施行する。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年二月二日法律第一六〇号抄）
（処分、申請等に関する経過措置）
第一千三百一一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、營業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三十三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。
（建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）
第七條 建築基準法第二十三条第三十五号の特定行政庁は、同法第八十五条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときは、同様とする。

（家親法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）
第八條 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足る適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときは、同様とする。
本条 追加 平成十六年六月法律一一二号
附則（抄）
（施行期日等）
この法律は、公布の日から起算して、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める災害について適用する。
一 第二条及び第七条の規定 平成十七年一月一日以後に発生した災害
二 第三条から第六条までの規定 平成十八年四月一日以後に発生した災害
附則（平成九年五月九日法律第五〇号抄）

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（政令への委任）
第一千三百四十四條 第七十一条から第七十六条まで及び第一千三百一一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附則（平成十一年二月二日法律第一六〇号抄）

（施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 前略 第一千三百四十四條の規定 公布の日
二 略
附則（平成十四年七月二日法律第八五号抄）
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
〔後略〕
〔平成十四年二月政令第三〇号により、平成一五年一月一日から施行〕
附則（平成十六年六月二日法律第七六号抄）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
〔後略〕
〔平成一七年一月一日から施行する。〕
附則（平成一七年五月政令一九一号により、平成一七年六月一日から施行）
附則（平成一六年六月二日法律第七六号抄）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
〔後略〕
附則（平成一六年六月二日法律第七六号抄）
（施行期日）
第一条 この法律は、景観法（平成十六年法律第一百

号)の施行の日から施行する。ただし、中略)第十七条「中略」並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、愛媛法附則ただし書に規定する日〔平成十七年六月一日〕から施行する。

(政令への委任)
第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

〇 一般財団法人及び一般社団法人に關する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に關する法律の施行に伴う關係法律の整備等に關する法律〔平成十八年六月二日法律第五〇号抄〕

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則〔平成十八年六月二日法律第五〇号抄〕

(施行期日)

一 この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に關する法律〕平成十八年六月法律第四八号〕の施行の日〔平成二十年二月一日〕から施行する。〔後略〕

附則〔平成十八年六月二日法律第九二号抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(後略)

〔平成十九年三月政令四八号〕により、平成一九六二〇から施行〕

附則〔平成二〇年五月五日法律第四〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二〇年一月政令三三六号〕により、平成二〇一一年四月から施行〕

◎被災者生活再建支援法

〔平成十年五月二十二日〕
法律第六十六号

沿革

平成十一年二月三日号外法律第一六〇号〔中央省庁等改革関係法施行法一〇〇条による改正〕
平成十一年三月三日号外法律第二三三号〔第一次改正〕

平成十八年六月二日号外法律第五〇号〔一般社団法人及び一般財団法人に關する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に關する法律の施行に伴う關係法律の整備等に關する法律一六六条による改正〕
平成十九年一月二六日号外法律第一一四号〔第二次改正〕

被災者生活再建支援法を(三)に公布する。

被災者生活再建支援法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
 - 第二章 被災者生活再建支援金の支給(第三条・第五条)
 - 第三章 被災者生活再建支援法人(第六条・第十七条)
 - 第四章 國の補助等(第十八条・第二十条)
 - 第五章 雑則(第二十一条・第二十二条)
 - 第六章 附則(第二十三条・第二十五条)
- 附則 第一章 総則
(目次)

○厚生労働省告示第五十六号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を次のように指定する。

平成二十三年三月十七日

厚生労働大臣 細川 律夫

対象となる特定権利利益	対象者
<p>健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者</p>
<p>職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十条第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可</p>	<p>特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十三年四月九日までに</p>

<p>職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可</p>	<p>当該許可の有効期間が満了する者を除く。）</p>
<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二項の規定に基づく養育里親名簿への登録</p>	<p>特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成二十三年四月九日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）</p>
<p>児童福祉法第二十四条の二第一項の規定に基づく障害児施設給付費の支給</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認（特定被災区域内に在る製造所又は加工所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に製造所又は加工所を有する者</p>
<p>食品衛生法第五十二条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に営業所を有する者</p>

<p>旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者</p>
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録（特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者</p>
<p>麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者若しくは向精神薬使用業者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許（特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者</p>
<p>薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第一項の規定に基</p>	<p>特定被災区域内に薬局を</p>

<p>づく薬局の開設の許可（特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。）</p>	<p>有する者</p>
<p>薬事法第十二条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事務所を有する者</p>
<p>薬事法第十三条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に製造所を有する者</p>
<p>薬事法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の外国製造業者の認定</p>	<p>特定被災区域内において外国製造業者の認定の申請をする者</p>
<p>薬事法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定管理医療機器又は体外診断用医薬品に係る登録認証機関の登録（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内において登録認証機関の登録の申請をする者</p>
<p>薬事法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可（特定被災区域内に在</p>	<p>特定被災区域内に営業所を有する者</p>

<p>る営業所に係るものに限る。)</p>	
<p>薬事法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機関の修理業の許可 (特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)</p>	<p>特定被災区域内に事業所 を有する者</p>
<p>薬事法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業(配置販売 業を除く。)の許可(特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る 。)</p>	<p>特定被災区域内に店舗を 有する者</p>
<p>薬事法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業(配置販売 業に限る。)の許可(特定被災区域内において行われる業務に係る ものに限る。)</p>	<p>特定被災区域内において 業務を行う者</p>
<p>戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五 十七号)第四条に規定する特別給付金を受ける権利の裁定の請求</p>	<p>特定被災区域内に居住地 を有する者</p>
<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律 第二十号)第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生 的環境の確保に関する事業の登録(特定被災区域内に在る営業所に 係るものに限る。)</p>	<p>特定被災区域内に営業所 を有する者</p>
<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整</p>	<p>特定被災区域内に主たる</p>

<p>備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可</p>	<p>事務所を有する者（平成二十三年六月十日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）</p>
<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）第十三条第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福</p>	<p>特定被災区域内の介護老</p>

<p>社施設の指定</p>	<p>人福祉施設</p>
<p>介護保険法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定</p>	<p>特定被災区域内の介護療養型医療施設</p>
<p>介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>
<p>介護保険法第六十九条の二第一項の規定に基づく介護支援専門員の登録</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）</p>	<p>特定被災区域内の介護老人保健施設の開設者</p>
<p>臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律</p>	<p>特定被災区域内に居住地</p>

<p>(平成十七年法律第三十九号) 附則第三条第二項の規定に基づく衛生検査技師の免許</p>	<p>を有する者</p>
<p>障害者自立支援法 (平成十七年法律第二百二十三号) 第十九条第一項の規定に基づく介護給付費等の支給決定</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>障害者自立支援法第五十二条第一項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>